

## 領事・旅券手数料改正のお知らせ

2018(平成30)年3月  
在ミラノ日本国総領事館

平成30年度領事・旅券手数料が確定し、本年4月1日以降の申請受付分から以下のとおり、各種領事・旅券手数料が改正されますので、ご案内申し上げます。

改正後の主な手数料は、以下の通りです。

種 類		現 行	改正後
パスポート	① 10年パスポート	① € 131.00	⇒ € 129.00
	② 5年パスポート	② € 90.00	⇒ € 89.00
	③ 5年パスポート (12歳未満)	③ € 49.00	⇒ € 48.00
	④ 査証欄の増補	④ € 20.00	⇒ € 20.00
証 明	① 戸籍記載事項証明	① € 10.00	⇒ € 10.00
	② 婚姻要件具備証明	② € 10.00	⇒ € 10.00
	③ 婚姻証明	③ € 10.00	⇒ € 10.00
	④ 出生証明	④ € 10.00	⇒ € 10.00
	⑤ 在留証明	⑤ € 10.00	⇒ € 10.00
	⑥ 翻訳証明 (運転免許証など)	⑥ € 36.00	⇒ € 35.00
	⑦ サイン証明 (官公署に係るもの)	⑦ € 37.00	⇒ € 36.00
	⑧ サイン証明 (その他のもの)	⑧ € 14.00	⇒ € 14.00
ビザ	① シングルビザ	① € 25.00	⇒ € 24.00
	② マルチビザ	② € 49.00	⇒ € 48.00
	③ トランジットビザ	③ € 6.00	⇒ € 6.00
	④ 再入国許可の有効期間延長	④ € 25.00	⇒ € 24.00

- 改正後の領事・旅券手数料は、4月1日以降の申請から適用されます。  
3月31日までに申請した場合は、領事・旅券手数料は改正前の手数料となります。  
【例】申請日が3月29日、受取日が4月15日の場合には、改正前の手数料が適用されます。